

# 国民年金

だより

## お知らせ 社会保険料（国民年金保険料）控除証明書が発行されます

国民年金保険料は、所得税及び住民税の申告において全額が社会保険料控除の対象となります。その年の1月1日から12月31日までに納付した保険料が対象です。

この社会保険料控除を受けるためには、支払ったことを証明する書類の添付が義務付けられています。

## 「扶養親族等申告書」の提出について

老齢年金でその年に支払われる年金額が一定額以上の場合は、各支払月に支払われる額から所得税が源泉徴収されます。

65歳未満の方

年金額108万円以上

65歳以上の方

年金額158万円以上

構本部から送付されますので、年末調整や確定申告の際には必ずこの証明書（又は領

取書）を添付してください。

また 10月1日から12月31

までの間に今年初めて国民

年金保険料を納付された方につい

ては、来年の2月上旬に送付されます。

なお、ご家族の国民年金保

険料を納付された場合も、ご

本人の社会保険料控除に加え

ることができますので、ご家

族あてに送られた控除証明書

を添付のうえ申告してください。

「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」についてのご照会は、控除証明書に表示されている年金事務所へお問い合わせください。

い。

## 児童扶養手当(父子家庭)の経過措置は11月30日(火)までです。

お知らせ  
児童扶養手当についてのお知らせ

に該当する場合は11月30日(火)までに請求を行えば8月分から支給を受けられます。

※原則として、認定請求を行つた月の翌月から支給となります

ます。

なりますが、経過措置とし

て8月1日現在、支給要件

には必ずこの証明書（又は領

取書）を添付してください。

また 10月1日から12月31

までの間に今年初めて国民

年金保険料を納付された方につい

ては、来年の2月上旬に送付されます。

なお、ご家族の国民年金保

険料を納付された場合も、ご

本人の社会保険料控除に加え

することができますので、ご家

族あてに送られた控除証明書

を添付のうえ申告してください。

「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」についての

ご照会は、控除証明書に表示

されていますので、ご家庭へお問

い合わせください。

い。

問い合わせ	町民課、吾北総合支所住民課、本川総合支所住民課にて、随時受け付けを行っています。
町民課	867-2300
吾北総合支所住民課	869-2112